

3 茅教南公第 3 1 号
令和 4 年 3 月 2 1 日

茅ヶ崎市立南湖公民館運営審議会
会長 亀山 計次 様

茅ヶ崎市立南湖公民館
館長 生川 彰博

茅ヶ崎市立南湖公民館運営審議会に対する諮問について

社会教育法第 2 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 検討を要する事項

新型コロナウイルス感染症と共存しながら、社会教育活動を継続していくために、茅ヶ崎市立南湖公民館に望まれる施設運営と主催事業について

2 理由

公民館は社会教育活動の場として、市民の「つどい・まなび・むすぶ」を支援する機能を有しています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、人々が対面で集うことに大きな制限がもたらされました。それに伴い、公民館が行う主催講座や貸部屋利用についても利用人数、活動時間、部屋、設備などに制限を加えた運営が行われています。

こうした従来の社会教育活動が行えない状態が約 2 年にわたり続いており、地域住民の自主的活動の減少、放課後の子どもの居場所の減少、父母への家庭教育支援の減少が生じています。これらの影響は将来的な地域の活力減退につながる可能性が考えられます。

新型コロナウイルス感染症からの脱却の見通しが立っていない現状を鑑み、当館はこの未知の感染症と共存しながら社会教育活動を継続していく必要があると考えます。感染予防および感染拡大防止のための「新しい生活様式」が定着した今だからこそ、画一的な制限や緩和ではなく、感染状況を注視しながら弾力的な施策を行うことが望ましいと考えます。

本館は地域住民の理解と協力のもとに発展をしてきました。世相が新型コロナウイルス感染症という逆境にある今、共存しながら社会教育活動を継続していくために、本館に望まれる施設運営と主催事業を立案し、本館に備わる教育資源を地域に還元していきたいと考えます。

以上のことから、上記 1 の「検討を要する事項」について諮問いたしますので、御審議の上、答申くださるようお願いいたします。

3 答申希望日 令和 5 年 3 月